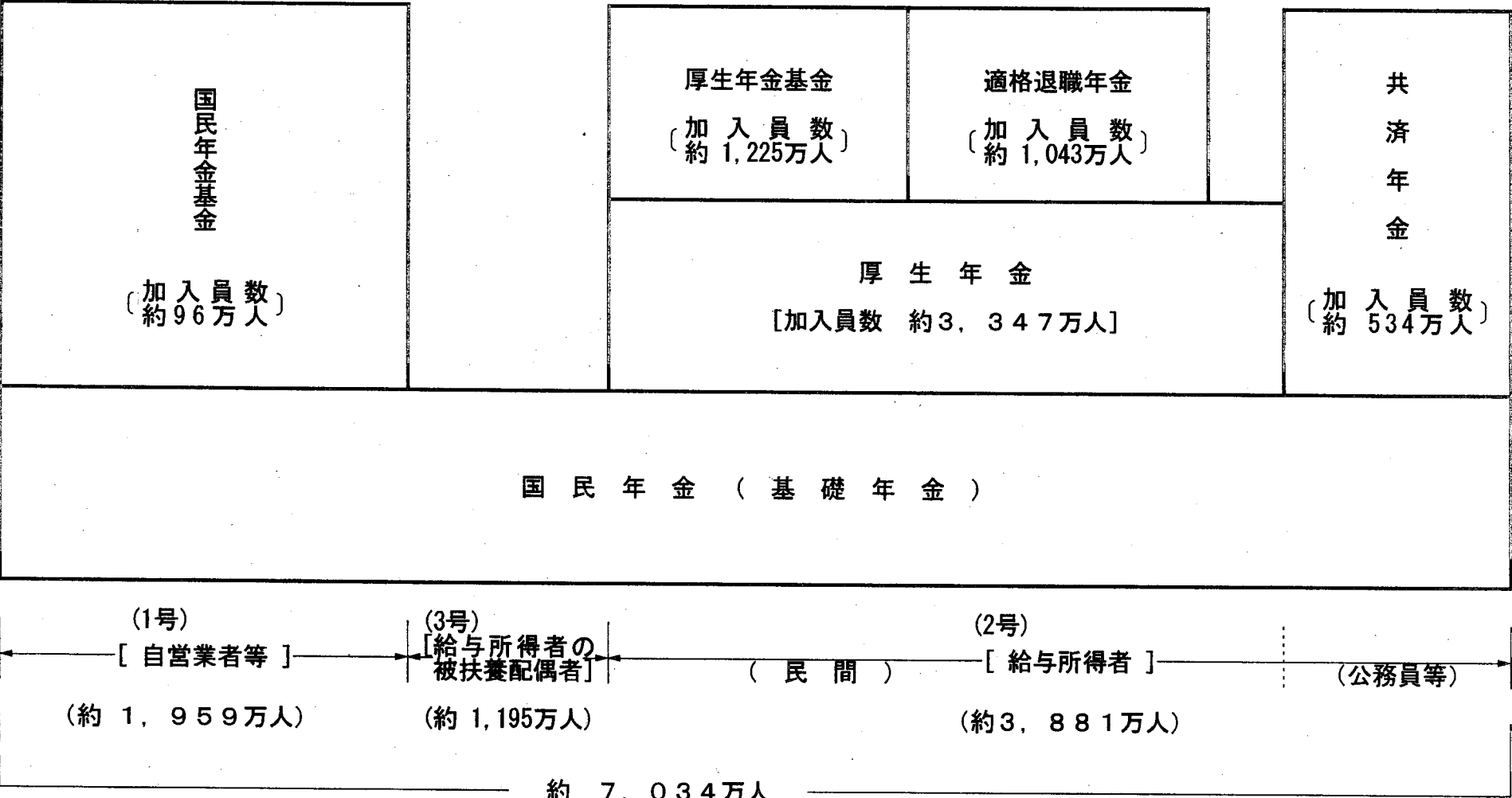


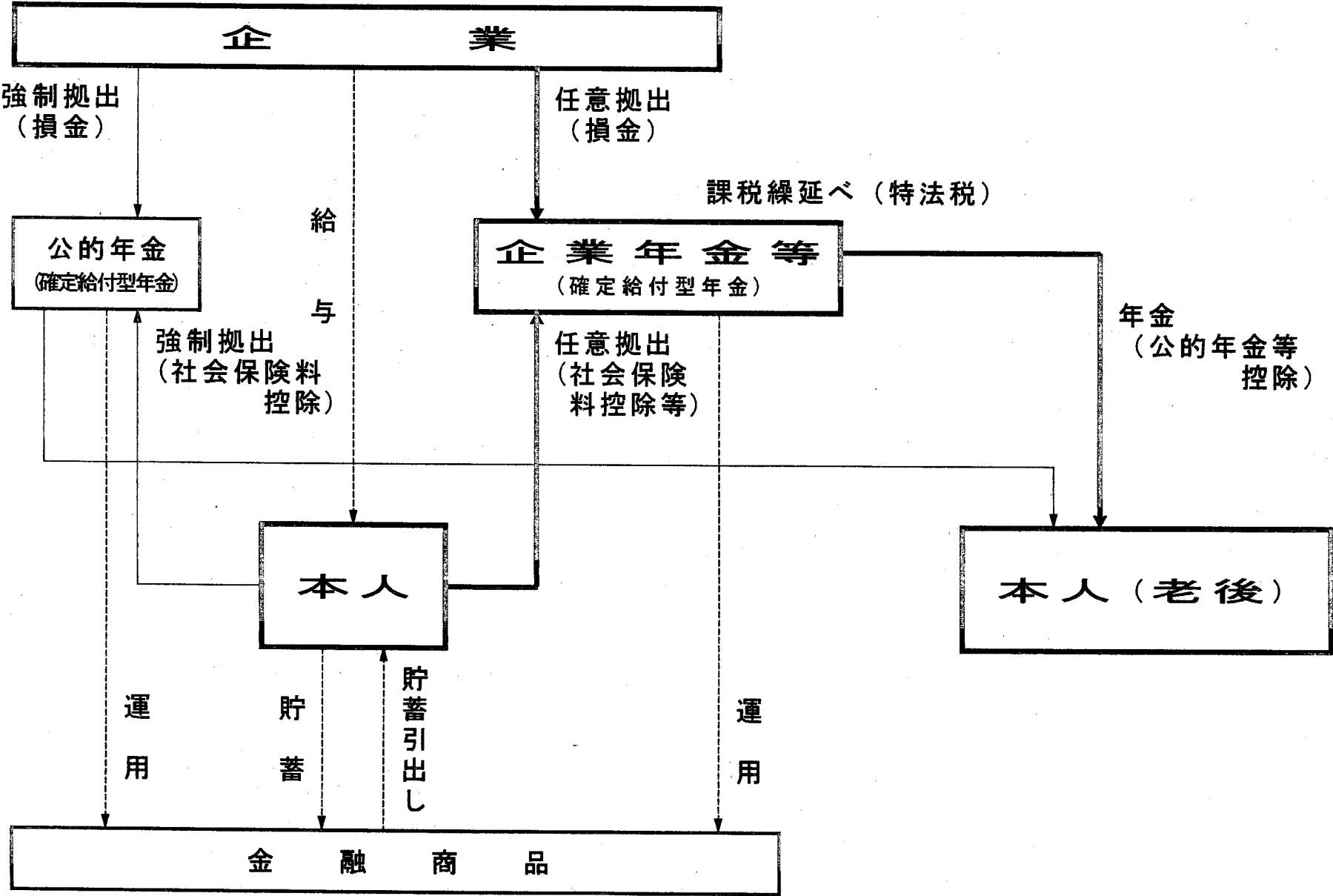
年 金 税 制

年金制度の概要（イメージ図）



（注）人員は、平成10年3月現在の計数による。

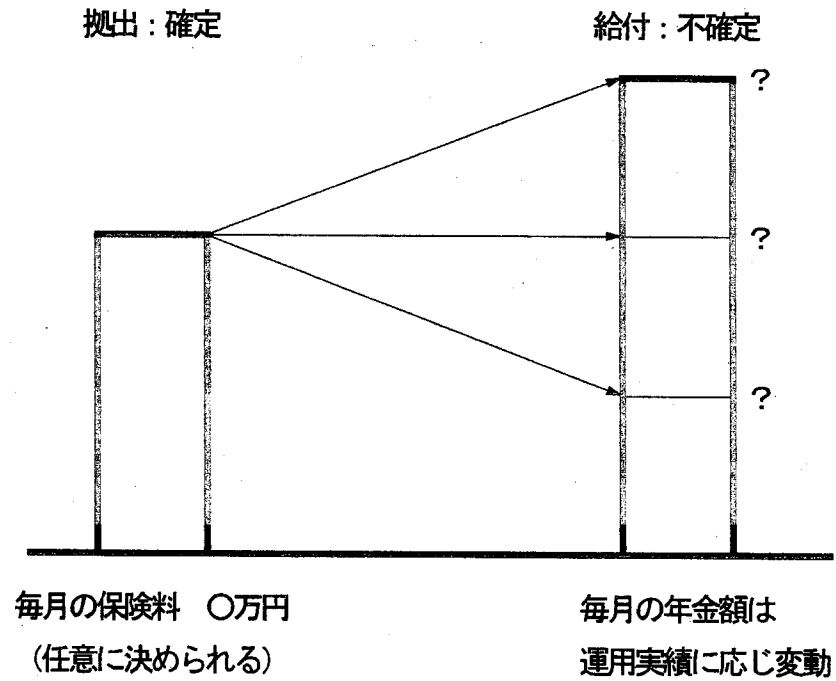
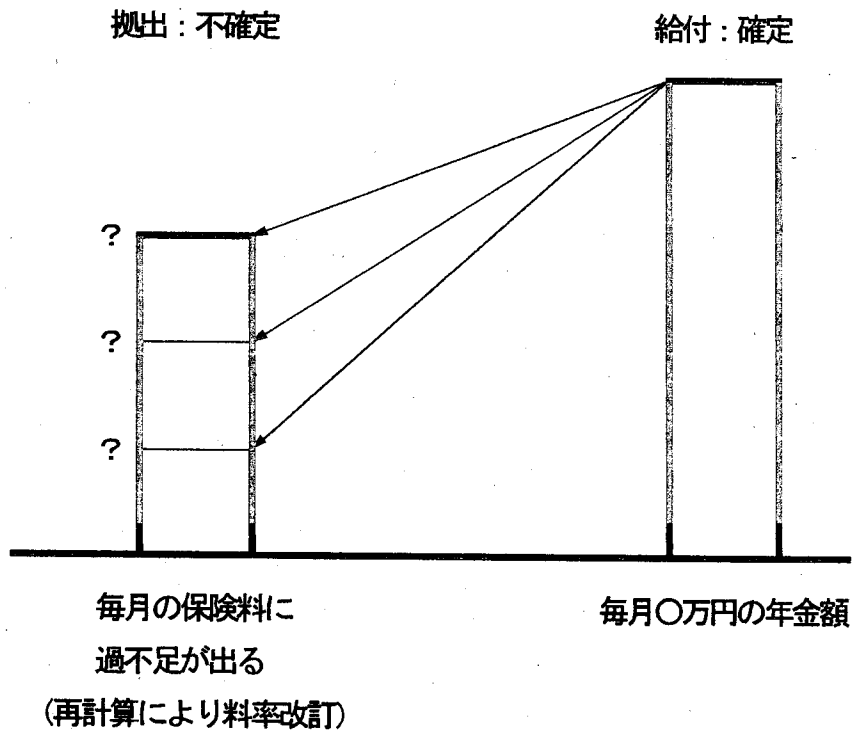
年金をめぐる主な課税関係（イメージ）



「確定拠出」型年金と「確定給付」型年金

- 確定給付型年金
- 現行の厚生年金基金
 - 適格退職年金
 - 国民年金基金等

- 確定拠出型年金



「確定拠出型年金」について

	確定拠出型年金	(参考) 確定給付型年金
あらまし	個々の掛金と運用収益の合計額を基に給付が行われる制度	予め定められた給付額を賄うのに必要な掛金を年金数理計算により算出し、拠出する制度
拠出	掛金額は拠出者が任意に拠出した額で確定	運用実績等により掛金額が改訂される
給付	運用実績により年金給付額は変動	年金給付額は予め確定
運用主体	加入者本人が運用方法を指図	厚生年金基金、受託者（信託、生保等）
本人持分の明確性	加入者本人の持分が拠出時・運用時を通じて明確	自己の持分は不明確
相互扶助性	加入者相互間の年金数理は働かない	加入者全体としての年金数理が働く

年 金 制 度 ・ 課 税 の 概 要

		国民年金 厚生年金	国年基金	厚年基金	適格年金	個人年金	財形年金	「確定拠出型 年金」(要望)
制 度 の 概 要	掛 金	強 制 厚生年金は労使折半	任 意 1口目は必須	任 意 大宗は事業主拠出	任 意 大宗は事業主拠出	任 意	任 意	任 意
	給付水準	確 定	確 定	確 定	確 定	確 定	不 確 定	不 確 定
	受給開始要件	65(60)歳以上 かつ 25年以上払込	65歳以上	60歳以上	勤続20年以上 又は 年齢45歳以上	55歳以上	60歳以上 かつ 5年以上預入れ	一定年齢(例60 歳以上)かつ 勤続3年以上
	相互扶助 年金数理	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし
	持ち分の 明確性	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり
	一時金支給	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり
課 税 の 概 要	拠出時(入口)	課税なし	課税なし	課税なし	本人拠出分は 課 税 生保控除あり	課 税 生保控除あり	課 税	課税なし
	運 用 時	課税なし	課税なし	課税なし 事業主拠出には課税あり	本人拠出分を除き 課 税	課税なし	課税なし	課税なし
	給付時(出口)	実質課税なし	実質課税なし	実質課税なし	実質課税なし	拠出分を除き 課 税	課税なし	実質課税なし